2　業務経理

貸借対照表の要旨

（平成28年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	79	流動負債	9
固定資産	407	剰余金	477
合計	486	合計	486

損益計算書の要旨

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	542	経常収益	542
		当期損失金	0
合計	542	合計	542

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 28 年８月 31 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで）	茨城県常総市三坂町から茨城県常総市三坂町まで 茨城県常総市三坂町から茨城県常総市三坂町まで 茨城県常総市三坂町から茨城県常総市三坂町まで 茨城県常総市三坂町から茨城県常総市三坂町まで 茨城県常総市三坂町から茨城県常総市三坂町まで	新設工事	平成28年９月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 28 年８月 31 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵⑳に、次を加える。

㈠　企画割引「Kyushu Expressway Pass」

イ）割引をする自動車

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間から10日間のいずれかの間に、ニ）に定める区間内のインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車のうち出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された最大日数の別に次表の額とする。

最大日数	普通車
２日間	3,500円
３日間	4,500円
４日間	5,500円
５日間	6,500円
６日間	7,500円
７日間	8,500円
８日間	9,500円
９日間	10,500円
10日間	11,500円

ハ）実施する期間

平成28年９月１日から平成30年３月31日までとする。

ニ）適用区間

九州縦貫自動車道鹿児島線、九州縦貫自動車道宮崎線、九州横断自動車道長崎大分線、東九州自動車道、八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路の全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。